



《トラブル事例》

駅前で「生活充実度に関するアンケート」への協力を求められ、記入したところ、「今の生活を変えてみたいと思いませんか」と促され、「自己啓発セミナー」への参加を勧められた。無料だったので興味本位で参加してみた。セミナーの継続は有料（5回コース10万円）とのことで、継続するかどうかわかっていると、出口でほとんどの参加者が申し込みをしていたため、自分も申し込みをしなければという気になった。2回目のセミナーからは講師が変わり、全く興味を持てなかった。なぜか参加者も少なかった。今思えば、ほとんどの参加者はサクラだったのかもしれない。

相談員からのアドバイス

→無料の自己啓発セミナーを受けた後で、セミナーを継続するには有料になると勧誘されていますので、最初に有料セミナーがあるという販売目的を告げられていません。また、その会場がセミナーを受けた人しか入場できないものであれば店舗に類しない場所となり、特定商取引法の「訪問販売」に該当します。

→法定書面受領後8日以内であればクーリング・オフができます。

→勧誘に際して事業者側の不実告知や重要事項の故意の不告知により消費者が誤認して行った契約の申込や承諾の意思表示は、取消ができます。

→無料だからと安易な気持ちで出かけると思いがけない勧誘を受けることがありますので注意しましょう。



(消費者庁イラスト集より)